



## 共生社会の実現に向けて

十二月七日(土)午前十時から北九州市のJR小倉駅の南北ベデストリアンデッキと魚町商店街で、「令和元年度障害のある人への理解を深める啓発イベント「障害者週間(毎年十一月三日から九日まで) 街頭キャンペーン(ピラ配り)」が行なわれ、「さわやか」から高原本真谷が参加しました。

各地で様々な

イベントを開催

障害者週間とは、広く国民の間に障害のある人への関心と理解を深めるため、また障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するため、「障害基本法」で定められた期間です。

また各地では、様々な啓発イベントを開かれます。今年も、『障害のある人もない人もみんなで共に生きる北九州市をつくろう!』を合言葉に多くの方が集まりました。



啓発イベント  
障害者週間街頭キャンペーンの様子

街頭キャンペーンは北九州市障害福祉団体連絡協議会(以下障団連)の啓発事業の一環で、毎年行なわれています。

当日は、高松浩文障害福祉局長をはじめ、市議会議員、障害者差別解消支援地域協議会委員、障害福祉企画課の職員の方々、障団連の加盟団体等、総勢一二〇名の参加がありました。

初めに、障団連の中島和子事務局次長より開会の挨拶がありました。続いて、主催者である障団連の林芳江会長は「障害者週間が平成十六年に定められ、今年で十五年が経ちました。



障害者週間は、我が国が目指すべき社会として、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う『共生社会』を掲げているので、今後も共生社会の実現に向けて頑張っていきたいと思います。

同じく主催者の高松浩文保健福祉局長は「北九州市障害福祉団体連絡協議会の林会長をはじめ、加盟団体の皆様には、日頃より本市の福祉に対してご協力いただき、ありがとうございます。今後ともご協力の程、お

## 事務局より年末年始のお知らせ

12月28日(土)から

1月5日(日)まで

事務局はお休みさせていただきます

ボランティアさん及び利用者の方には

個別にお知らせいたします

## 新鮮な野菜や農産加工品などが 県内各地から大集合!

十二月七日(土)にJR小倉駅のJAM広場で、「農福連携マルシェ」が行なわれました。

今、全国的に、障害のある方が農業分野で就労する農業と福祉の連携「農福連携」が注目されています。

これは、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加などの課題に対して、障害のある方が農業に携わる事で労働力等を補うと共に、障害のある方にとっては、社会参加や就業機会の確保、収入の増加等に繋がるものです。そこで福岡県では、障害のある人が農業分野で就労

願いたします。

本日は、一緒に頑張りました。と話されました。

そして、市議会議員の方々の紹介がありました。

今年もモモマルくん

一緒に啓発活動を

また、今年も北九州市が人権啓発として取り組んでいる人権の約束事運動「ほつとハート北九州」のマスクとトキヤラクターモモマルくんも応援に駆けつけてくれ

する「農福連携」について、広く県民の皆様を知っていただけるように「まごころ製品」の中から、主に農産物や農産加工品を販売する「農福連携マルシェ」を福岡会場と北九州会場との県内二ヶ所で開催されました。



「まごころ製品」はもちろん、画家の太田宏介さんのライブペイントや野菜ソムリエによるパフェ教室、クイズラリーなどのイベントが行なわれていました。(障がい者福祉情報より抜粋)

ました。

その後、伊野和子啓発部長より『ただいまより、啓発チラシ配布開始』と配布開始の号令で、障団連が作成した「北九州市障害者差別解消条例」の啓発チラシと一緒にマスクとアメダマを入れた袋を障害者差別解消法について市民の方々に広く理解していただけることを願い、配布しました。午前十一時に伊野和子啓発部会長の閉会の挨拶で終わり、解散しました。



## 「ながら運転」が罰則強化!

知らないマズイ改正道路交通法の基礎知識

近年、「ながら運転」による交通事故が増加しています。「つらつと画面を見るくらいなら大丈夫」と思っても、その瞬間の油断が悲惨な交通事故を招いています。こうした中、道路交通法が改正され、十二月一日から、「ながら運転」に対する罰則が厳しくなります。そこで、どのように変わるのかを紹介いたします。

前歴なしのドライバーでも

即座に免停三〇日

十一月一日に改正道路交通法が施行されました。

今後は、ながら運転に対する罰則が厳しくなります。

ながら運転とは、主にスマートフォンなどをもちながら通話をしたり、メールを確認するという行為を指します。

携帯電話が普及しはじめた当初から、「運転中に通話をする」と危険だ」と指摘されてきました。

現在の道路交通法は、ながら運転に対する違反点を保持と交通の危険に分けて違反点数を設定しています。「保持」とは、通話をしていたり、画面を注視している状態です。

「交  
通の危  
険」は、  
通話や  
画面を  
注視し  
ていた



ために交通の危険を生じさせる行為です。

改正後の罰則は

三倍厳しくなる

改正後はどうなるのでしょうか。  
保持の場合、違反点数は三点、罰則は六カ月以下の懲役または一〇万円以下の罰金、反則金は普通車一八〇〇〇円に引き上げられました。  
簡単にいうと、三倍厳しくなりました。

9割の違反が実情!!

## 信号機のない交差点で自動車が通行を妨げれば罰則も!

道路交通法の第三十八条では「横断歩道を通る車両(自転車含む)は、横断歩行者がいる場合には横断歩道の直前で一時停止し、その通行を妨げてはいけない」という内容が規定されており、当然違反した場合は罰則の対象となります。

信号機のない横断歩道での

走行ルール

横断歩道を渡ろうとする



ただし保持の場合の罰則は、違反を繰り返した場合に適用される可能性があるというレベルです。

交通の危険の場合、違反点数は六点、罰則は一年以下の懲役または三〇万円以下の罰金になりました。

反則金を収めれば済む交通反則通告制度の適用外になり、刑事手続きの対象事案になります。

運転中にスマートフォン等を使用しなければならなければならぬときは、必ず安全な場所に停車してかからにしましょう。

## 【携帯電話使用等に関する罰則の強化】

		改正前	改正後
違反点数	保持	1点	3点
	交通の危険	2点	6点
反則金	保持 普通車	6,000円	18,000円
	交通の危険 普通車	9,000円	反則金の対象外
罰則	保持	5万円以下の罰金	6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金
	交通の危険	3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金	1年以下の懲役または30万円以下の罰金

を心がけましょう。

## 「信号機のない横断歩道における歩行者優先」怠ったら?

信号機のない横断歩道を渡ろうとしているにも関わらず、走行してしまった経験がある方も多いのではないのでしょうか。

しかし、「信号機のない横断歩道における歩行者優先」を怠ると、違反者には道路交通法で定められています。されており、罰則の対象となることをしっかりと覚えておきましょう。

## 【横断歩行者等妨害等違反】

による処分

違反点数↓二点  
罰則金↓九〇〇〇円(普通車)  
横断歩道での歩行者優先ルール違反には、罰則が定められています。



められていることも理解しておかなければいけません。が、「横断歩道」は歩行者が道路を安全に横断するため、道路上に示された区域であることを再認識しておきましょう。

自動車の運転は、歩行者の安全のためにしっかりとルールを守って走行することが大切です。(インターネットより抜粋)